

級別代表官職及び俸給月額
行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	機関等		係 員	主 任	係 長	係 長	課長補佐	課長補佐	室 長	室 長	課 長	課 長
	本 府 省	機 関	係 員	主 任	係 長	係 長	課長補佐	課 長	課 長	部 長	機 関の長	機 関の長
	管 区 機 関	府 県 単 位 機 関	係 員	主 任	係 長	係 長	課 長	課 長	機 関の長	機 関の長		
	地 方 出 先 機 関	係 員	主 任	係 長	課 長	機 関の長	機 関の長					
	号 俸	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500	
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500	
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700	
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900	
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100	
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500	
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000	
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500	
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000	
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900	
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700	
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600	
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400	
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900	
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400	
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900	
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300	
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500	
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700	
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900	
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100	
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000		
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500		
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000		
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300		
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400		
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600		
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800		
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000		
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900		
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800		
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700		
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500		
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400		
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300		
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200		
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100		
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000		
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900		
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800		
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700		
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800			
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600			
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400			
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200			
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000				
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800				
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600				
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200				
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000				
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800				
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600				
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200				
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000				
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800				
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600				
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200				
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000				
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800				
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600				
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200				
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200					
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900					
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600					

行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸										
再任用職員 以外の職員	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
	86	239,700	294,800	343,200	383,900						
	87	240,400	295,100	343,700	384,500						
	88	241,100	295,500	344,200	385,100						
	89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400							
91	242,900	296,600	345,600	387,000							
92	243,400	297,000	346,100	387,600							
93	243,700	297,100	346,300	388,300							
94		297,500	346,800								
95		297,900	347,300								
96		298,300	347,800								
97		298,500	347,900								
98		298,900	348,400								
99		299,300	348,900								
100		299,700	349,400								
101		299,900	349,700								
102		300,300	350,100								
103		300,700	350,500								
104		301,100	350,900								
105		301,300	351,400								
106		301,600	351,800								
107		302,000	352,200								
108		302,400	352,600								
109		302,600	353,100								
110		303,000	353,500								
111		303,400	353,900								
112		303,700	354,200								
113		303,800	354,700								
114		304,200									
115		304,600									
116		305,000									
117		305,200									
118		305,500									
119		305,800									
120		306,100									
121		306,500									
122		306,800									
123		307,100									
124		307,400									
125		307,800									
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

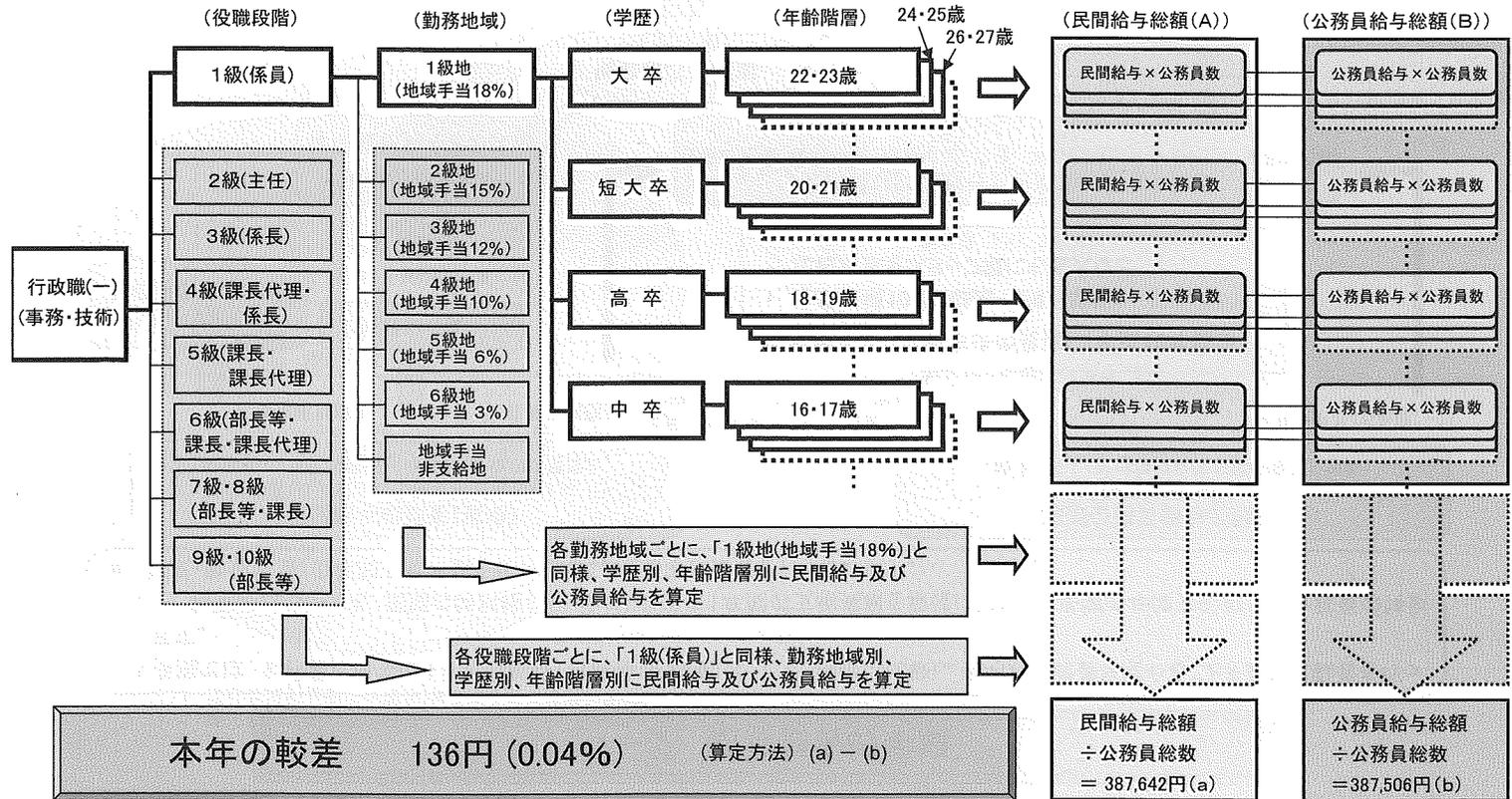
※ 行政職俸給表(一)の級別代表官職の「機関等」とは次のとおりである。

- 本府省 : 府、省又は外局として置かれる庁の内部部局
- 管区機関 : 数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局
- 府県単位機関 : 一府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関
- 地方出先機関 : 一府県の一部の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関

- (例) 法務省本省、財務省本省
- 法務局、財務局
- 地方法務局、財務事務所
- 地方法務局出張所、労働基準監督署

1-③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の公務員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



国家公務員制度と地方公務員制度の異同

事項	国家公務員	地方公務員
前提（政治形態等）	議院内閣制 — 府省割拠制	首長公選制 — 大統領型
基本法	国家公務員法（昭和22年制定） * 労働3法など民間労働法制は適用除外	地方公務員法（昭和25年制定） * 労働基準法等の規定の一部適用
人事行政機関	中央人事行政機関 ①人事院（中立第3者機関、労働基本権制約の代償） — 人事官の身分保障、組織・予算上の独立性保障 ②内閣総理大臣（使用者代表）	中央人事行政機関の概念はない * 人事委員会【都道府県・政令市等】、公平委員会【市町村】 — 設置の趣旨は人事院と同様 — 組織等の独立性保障規定なし
任命権者	各府省大臣等	首長、各行政委員会委員長等
職階制	廃止（未実施のまま、平成21年）	廃止（平成26年）
採用・任用・任免	採用	人事院が行う採用試験の合格者の中から任命権者ごと（府省等单位）に採用
	任用（昇任、転任等）	* 任用とは、欠員補充の方法 * 人事評価の結果に基づく選考による昇任 * キャリア・システムの慣行 * 府省単位の人事管理。府省間人事交流は限定的
	任期付任用	個別法（一般職任期付職員法等）・人事院規則で規定
給与	人事院勧告に基づき法律で決定（情勢適応の原則） — 人事院に対する義務規定（国公法28条） * 一般職給与法等で俸給及び諸手当を規定	人事委員会勧告に基づき条例で決定（情勢適応の原則） — 人事委員会は「できる」規定（地公法14条） * 地方自治法で給与の種類（給料、諸手当）を列記
人事評価	能力評価・業績評価 * 任用・給与・人材育成に活用 * 従前の勤務評定に替えて平成21年に導入	人事評価制度 * 任用・給与・人材育成に活用 * 従前の勤務評定に替えて平成26年に導入

安全保持	国公法の規定に基づき人事院規則で規定 * 民間法制は及ばず、人事院が実施の確保	一部を除き労働安全衛生法等が適用 * 労働基準監督官の職権が及ぶ
分限	分限処分	国公法で事由及び処分の種類を規定
	定年	国公法で定年年齢を規定
懲戒処分	国公法で事由及び処分の種類を規定 * 任命権者のほか、人事院も懲戒権者	地公法で事由及び処分の種類を規定 * 任命権者が懲戒権者
服務義務	国公法で規定（列記） * 政治的行為の制限の要件は人事院規則に委任（罰則あり） * 平成19年までは営利企業への再就職制限あり	地公法で規定（列記） * 政治的行為の制限の要件も法律で規定（罰則なし） * 営利企業への再就職制限なし
退職管理	再就職斡旋の禁止、在職中の求職活動規制、退職職員の働きかけ規制（平成20年に新設）	退職職員の働きかけ規制（平成26年新設）（再就職斡旋の禁止、在職中の求職活動規制はなし、各団体の判断）
勤務時間・休暇等	人事院勧告に基づき法律で決定（情勢適応の原則） * 一般職勤務時間法で規定	人事委員会勧告に基づき条例で決定（情勢適応の原則） * 労基法の労働時間等の規定が一部適用
休業	個別法（育児休業法、自己啓発休業法）で規定	地公法（自己啓発休業、修学部分休業、高齢者部分休業）及び個別法（育児休業法）で規定
労働基本権	労働協約締結権・争議権を禁止 * 警察官・刑務官・海上保安官は団結権も禁止 * 特定独立行政法人職員には協約締結権付与	【同左】。ただし、書面協定を容認 * 警察官・消防職員は団結権も禁止 * 公営企業職員・単純労務職員には協約締結権付与
定員	行政機関職員定員法により定員総数が管理 級別定数管理	定数条例で規定（地方自治法172条3項） 等級別に職名ごとの職員数を公表（平成26年新設）
退職手当	退職手当法で規定	条例で規定

（注1）国家公務員制度と地方公務員制度は、共通的な制度・運用は多いが、上表は主要な項目に関する特徴的な部分について対比した。

（注2）事項は、原則国公法の規定順によった。

（注3）地公法平成26年改正は公布日（施行日は2年以内）、国公法20年は施行日。

公務員制度改革

2014.5

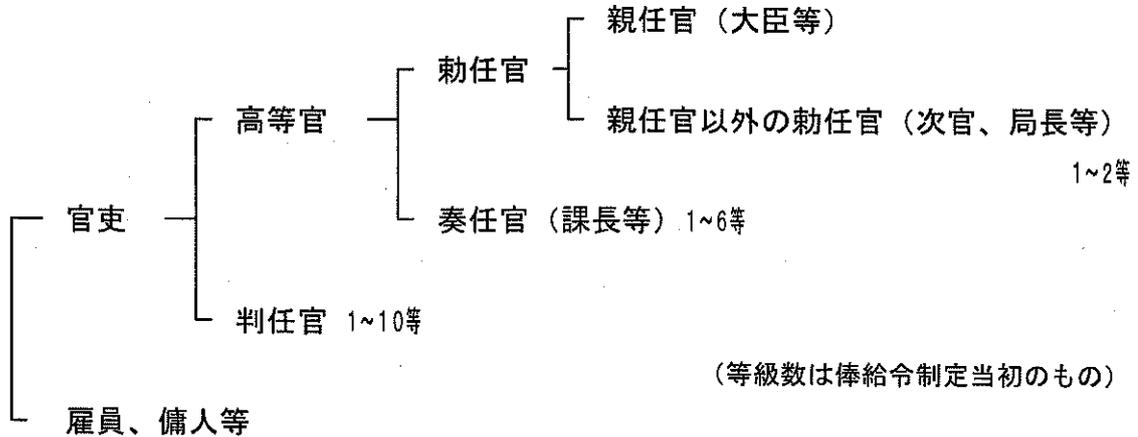
年代区分	テーマ	主な公務員制度改革:答申等	具体的実施事項
平成12年以前	<p>【人事院体制に対する批判】 <昭和 20、30 年代> 人事院廃止論</p> <p><その後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事行政機関間の役割分担 級別定数、研修機能等を人事院から 総務庁(行管、人事局)へ ・各府省の自由度強化 ・人事院の倫理・天下り規制強化に対する 各府省の反発 <p>【公務員制度調査会】(平成11年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職期間の長期化(天下り対策) ・能力実績主義の導入、人事評価システム の構築 <p>【労働基本権】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 政令諮問委員会答申(人事院廃止) (昭和 26 年) <input type="checkbox"/> ILO87 条号条約批准に伴う国家公務員 法改正(総理府人事局設置)(昭和 40 年) <input type="checkbox"/> 第 2 次臨調基本答申(昭和 57 年) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新たな時代の公務員人事管理を考える 研究会(人事院)報告(平成 10 年3月) <input type="checkbox"/> 公務員制度調査会基本答申 (平成 11 年3月) <input type="checkbox"/> 行政改革大綱(平成12年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務次官等の定年年齢を 62 歳に引上げ(平成9 年7月)(在職期間の長期化への対応の一環) ○ II Ⅲ種採用職員登用指針策定(平成 11 年3月) (優秀な II Ⅲ種職員の幹部への登用を進めるため の環境整備(計画的育成者への特別研修等)) ○ 新再任用制度の導入(平成 11 年7月国公法改 正)(公的年金支給開始年齢(定額部分)の段階 的引上げに伴うもの。平成 10 年5月の人事院の意 見の申出に基づき改正。平成 13 年4月実施) ○ 国家公務員倫理法制定(平成11年 8 月) (倫理行動基準の策定、利害関係者との間の行動 の適正化) ○ 官民人事交流法制定(平成 11 年 12 月) (組織間の公正な交流を通じた人材育成、組織活 性化) ○ 任期付職員法制定(平成 12 年 11 月) (民間の高度専門家等の公務での活用)

<p>平成13年 ～16年</p>	<p>【各省庁の自由度の強化、規制緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織定員査定、級別定数の廃止、緩和 ・民間への再就職事前規制の撤廃 ・採用試験について合格者拡大 ・任用、給与についての弾力化と各府省の裁量性の拡大 ・国家戦略スタッフの創設 ・労働基本権 	<p>【中央省庁再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公務員制度改革大綱（平成13年12月） □ ILO勧告（平成14年11月） □ 行政改革の基本方針（人事評価の試行の実施等）（平成17年12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性国家公務員採用・登用拡大指針策定（平成13年5月） （男女共同参画基本計画を踏まえた公務における女性職員の採用・登用拡大のための環境整備） ○ 給与・任用手続の簡素化措置（平成14年） （基準化を通じた事務手続きの簡素化） ○ 平成16年寒冷地手当の見直し （支給地域、支給額の半減）
<p>平成18年 ～24年</p>	<p>【政治、民間人による公務員制度改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係団体に対する「天下り」の規制 ・自律的労使関係 （労働基本権制約の見直し（協約締結権等）） ・幹部人事一元化・弾力化 	<ul style="list-style-type: none"> □ 中馬（行革担当大臣）プラン （平成18年9月） □ 平成19年国家公務員法改正 （能力実績主義人事管理の徹底（職階制廃止、人事評価導入）、退職管理の見直し（再就職事前承認制の廃止、斡旋禁止、行為規制の導入）） □ 国家公務員制度改革基本法制定 （平成19年6月） □ 行革本部専門調査会報告 （平成19年10月）（基本権見直し） □ 行革本部顧問会議報告 （平成20年11月） □ 国家公務員法等改正法案提出【麻生内閣】（平成21年3月） 【廃案】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年給与体系の見直し （俸給水準の4.8%引下げ（高齢層は▲7%）、地域配分の見直し、成績反映の強化 専門スタッフ職整備） （18年から5箇年で段階的实施） ○ 人事評価の試行開始（平成19年）及び本格実施（平成21年） （能力実績主義の基盤整備のため、段階的に試行対象を拡大し、本格実施（任用・給与に活用））

	<p>・人件費削減【政権交代後】</p>	<p>【政権交代(平成 21 年9月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 労使関係制度検討委員会報告 (平成 21 年 12 月) □ 国家公務員法等改正法案提出(幹部一元管理のみ)【鳩山内閣】(平成 22 年2月)【廃案】 □ 争議権に関する懇談会報告 (平成 22 年 12 月) □ 国家公務員法等改正4法案提出(基本権見直し)【菅内閣】(平成 23 年6月)【平成 24 年 11 月衆院解散により廃案】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度から採用試験体系の基本的見直し(従前のⅠⅡⅢ種試験を廃止し、総合職、一般職、専門職試験等に再編 <ul style="list-style-type: none"> － 新たな人材供給源の確保、能力実績主義人事管理転換の契機) ○ 公務員給与臨時特例減額措置(平均△7.8%)(24、25年度) <ul style="list-style-type: none"> － 与野党合意(平成 24 年2月)により、人勤(△0.23%)を実施した上で、減額支給措置を実施
<p>再度の政権交代 (平成 24 年 12 月)以降</p>	<p>【官邸主導による内閣人事局の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員人事の一元管理 ・その他内閣人事局の役割 	<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の公務員制度改革について(国家公務員制度改革推進本部決定)(平成 25 年6月) □ 国家公務員法等改正法案提出 (平成 25 年 11 月) <ul style="list-style-type: none"> －自公民3党による修正協議合意(雇用と年金の接続等) (平成 25 年 12 月) －可決・成立、公布 (平成 26 年 4 月) －施行 (平成26年5月末) 	<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣人事局の設置 (平成 26 年5月 30 日) － 適格性審査・幹部候補者名簿作成、任免協議(審議官以上) － その他機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事管理総合調整・人事評価等(総務省人恩局より)、機構・定員審査(行管局より) ・ 優れた人材の養成・活用に関する事務 ・ 級別定数の設定・改定(人事院意見を十分尊重)

戦前の官吏制度等について

1 官吏等の分類



2 官吏

- 旧憲法第10条(「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス」)で天皇の任免大権及び官制大権を規定し、行政組織や官吏制度が勅令により定められる憲法上の根拠を規定。この規定により、高等官官等俸給令、官吏服務規律、文官任用令、文官分限令、文官懲戒令等それぞれの制度ごとに勅令を制定。
- 官吏服務規律第1条(「凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ其職務ヲ尽スヘシ」)でも明らかなおり、官吏の身分は天皇により与えられ、その身分に伴う忠実無定量の服務義務をもつとともに、その身分に伴う俸給も天皇の官吏としての体面を保つために相応しいものとして天皇の与えるところとされた。また、天皇の名において人民を支配する特別の身分を有するものとされた(*)。

○【行政組織との関係】

明治18年、内閣制度創設により、行政組織としての体裁が整う。

明治19年には、各省官制(勅令)を制定。

- ・ この勅令は、「各省官制通則」(別紙1)と「外務省官制」等の「各省官制」の集合体。
- ・ 前者は、次官、局長、参事官、秘書官、書記官、試補、^{そく}属といった各省に共通に置かれる官職の設置などを規定。
- ・ 後者は、各省ごとの所掌事務、内部組織や定員等を規定。